

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
条 例		
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
規 則		
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	2

条	例
北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成23年 6 月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第32号	
北海道税条例の一部を改正する条例	
北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。	
第44条の10の2第1項中「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に改める。	
第44条の10の4の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この項及び第4項において「再開発会社」という。）が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法」に、「第6項及び第10項において「建築施設」を「次項及び第6項第2号において「建築施設」に、「第6項及び第10項において「公共施設」を「次項並びに第6項第3号及び第4号において「公共施設」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「前各項」を「前項」に、「次の各号に掲げる不動産の取得の区分に応じ当該各号に定める」を「建築施設の部分の取得にあっては都市	

再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条第7項を同条第3項とし、同条第8項中「から第5項まで」、「市街地再開発組合」及び「防犯街区整備事業組合又は事業会社」を削り、同項を同条第4項とし、同条第9項を同条第5項とし、同条第10項中「から第5項まで」を削り、「第6項」を「第2項」に、「第8項」を「第4項」に、「次の各号に掲げる不動産の取得者の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 納税者及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該建築施設の部分のうち、土地にあってはその所在、地番、地目及び地積、家屋にあってはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該公共施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び地積
- (4) 当該公共施設の用に供する家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (5) 不動産の取得年月日及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の当該不動産の取得（予定）年月日

第44条の10の4第10項を同条第6項とする。

第44条の10の5を削る。

第44条の10の6第1項中「及び次条」を削り、「第39条の6に定める」及び「第39条の7に定める」を「で定める」に改め、同条を第44条の10の5とする。

第44条の10の7の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第1項中「第39条の7の2に規定する」を「で定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」及び「又は当該農地保有合理化法人等」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「若しくは第2項」を削り、「第3項」を「第2項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条を第44条の10の6とする。

第44条の10の8及び第44条の10の9を削る。

附則第7条の4第3項及び第4項を削り、同条第5項中「附則第11条の4第5項」を「附則第11条の4第3項」に改め、「第6条第2項に規定する認定事業再構築計画、同法第8条第2項に規定する認定経営資源再活用計画、同法第10条第

2 項に規定する認定経営資源融合計画、同法第12条第2 項に規定する認定資源生産性革新計画又は同法」、「(以下これらをこの項及び次項において「認定事業計画」という。)」及び「。以下この項において同じ」を削り、同項第6 号中「認定事業計画」を「計画」に改め、同項を同条第3 項とし、同条第6 項中「附則第11条の4 第5 項に」を「附則第11条の4 第3 項に」に改め、「第44条の8 第1 項中」の次に「「知事は、」とあるのは「知事は、法附則第11条の4 第3 項に規定する不動産(以下この条及び第44条の10において「不動産」という。)に係る」と、」を加え、「法附則第11条の4 第5 項」と、「同条第1 項第1 号」を「同項」と、「同条第1 項第1 号」に、「「当該取得」を「「当該不動産の取得」に、「附則第7 条の4 第5 項各号」を「附則第7 条の4 第3 項各号」に、「当該認定事業計画」を「同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「附則第11条の4 第5 項」と、第44条の10第1 項を「附則第11条の4 第3 項」と、第44条の10第1 項に、「附則第11条の4 第5 項」と、「これら」を「附則第11条の4 第3 項」と、「これら」に改め、同項を同条第4 項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)附則第4 条第5 項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る減額の申請、税額の徴収猶予及び徴収金の還付については、なお従前の例による。

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年6 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。
第14条第2 項及び第14条の3 第1 項中「、第4 項、第6 項、第8 項及び第12項」及び「、第

73条の27の7 第3 項、第73条の27の8 第2 項」を削る。

第49条の4 の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第1 項中「から第5 項まで」を削り、「同条第8 項」を「同条第4 項」に、「同条第9 項」を「同条第5 項」に改め、同条第2 項中「第44条の10の4 第10項」を「第44条の10の4 第6 項」に改める。

第49条の4 の2 を削る。

第49条の4 の3 第1 項中「第44条の10の6 第1 項」を「第44条の10の5 第1 項」に改め、同条第2 項中「第44条の10の6 第6 項」を「第44条の10の5 第6 項」に改め、同条を第49条の4 の2 とする。

第49条の4 の4 の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第1 項中「第44条の10の7 第1 項若しくは第2 項」を「第44条の10の6 第1 項」に、「同条第5 項」を「同条第4 項」に、「同条第6 項」を「同条第5 項」に改め、同条第2 項中「第44条の10の7 第7 項」を「第44条の10の6 第6 項」に改め、同条を第49条の4 の3 とする。

第49条の4 の5 及び第49条の4 の6 を削る。

第49条の7 第1 項第8 号中「第38条」を「附則第7 条第18項」に改め、同項第11号中「第44条の10の6 第1 項」を「第44条の10の5 第1 項」に改める。

附則第8 項中「、第3 項及び第5 項」を「及び第3 項」に、「、第4 項及び第6 項」を「及び第4 項」に改める。

附則第9 項中「、第3 項及び第5 項」を「及び第3 項」に改める。

附則第10項及び第12項中「、第4 項及び第6 項」を「及び第4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。